

第 2 章

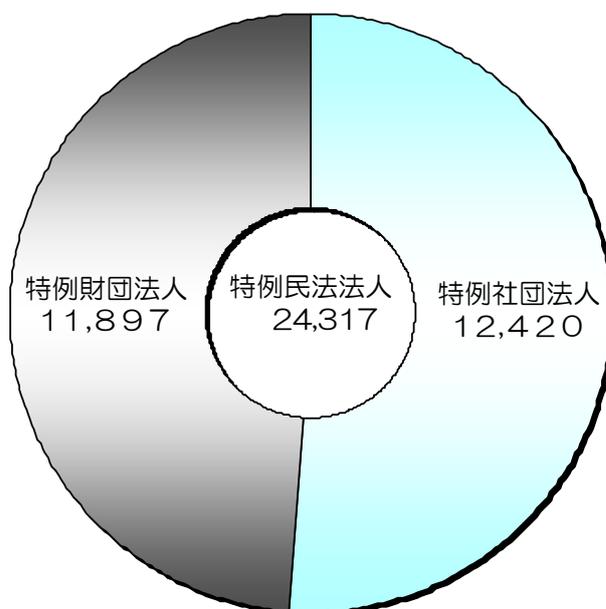
特例民法法人の現況

第 1 節 基礎的事項

1. 特例民法法人の数

平成20年12月1日現在の特例民法法人数は24,317法人であり、うち特例社団法人が12,420法人、特例財団法人が11,897法人である（図2-1-1）。

図2-1-1 特例民法法人数

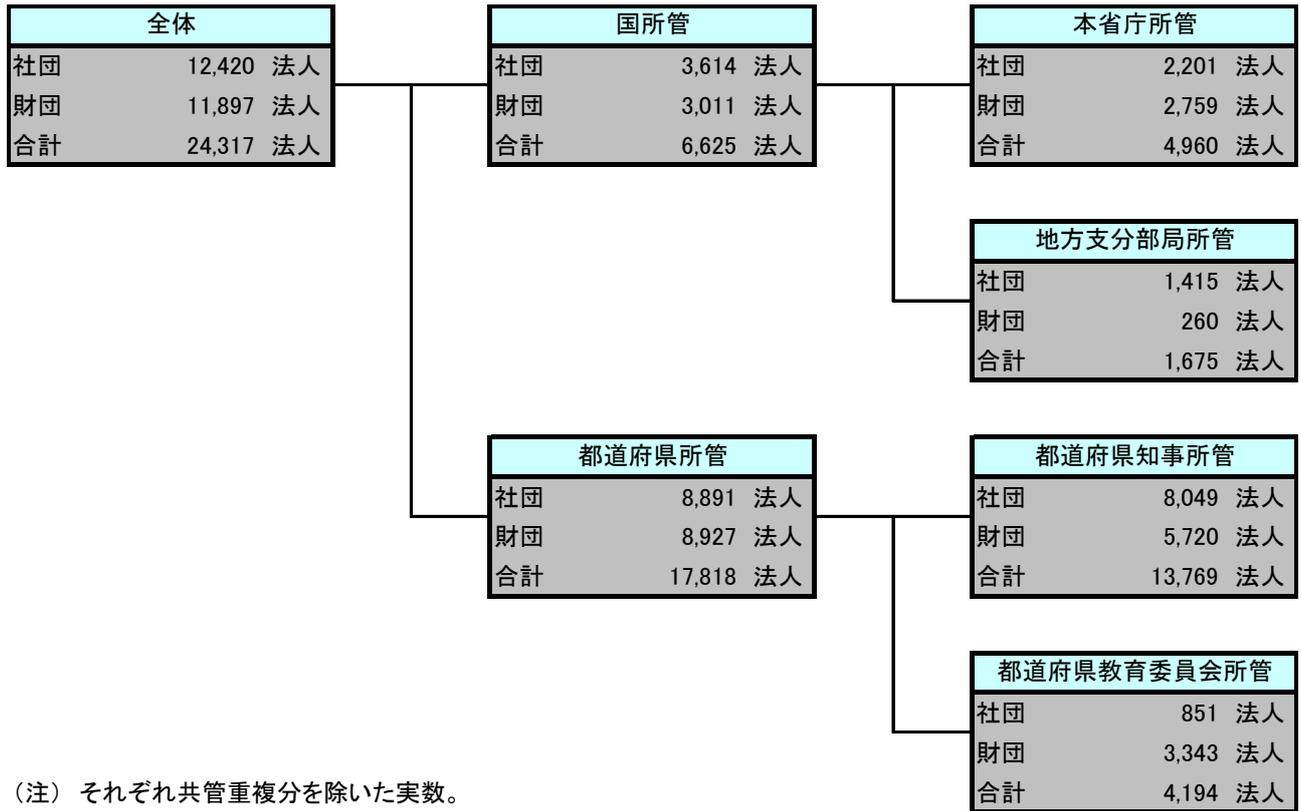


すべての特例民法法人（平成20年12月1日より前は公益法人。以下同じ。）は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督を受けている。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（1府11省）及び内閣府の外局）と地方支分部局（金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省）とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている特例民法法人があることから、所管官庁ごとの特例民法法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の特例民法法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型ごと法人数（実数）を示したものが図2-1-2、また、所管官庁別法人数を示したものが表2-1-3である。

図2-1-2 所管類型別法人数



(注) それぞれ共管重複分を除いた実数。

表2-1-3 所管官庁別法人数

■総計

	延べ数				実数			
	社 団	財 団	合 計	前年合計	社 団	財 団	合 計	前年合計
国 所 管	3,805	3,283	7,088	7,188	3,614	3,011	6,625	6,720
都 道 府 県 所 管	8,900	9,063	17,963	18,204	8,891	8,927	17,818	18,056
合 計	12,705	12,346	25,051	25,392	12,420	11,897	24,317	24,648

■国所管

	本 省 庁			地方支分部局			省庁別合計		
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計
内 閣 府	41	47	88	-	-	-	41	47	88
警 察 庁	22	26	48	-	-	-	22	26	48
金 融 庁	35	16	51	78	1	79	113	17	130
総 務 省	69	156	225	61	14	75	130	170	300
法 務 省	112	25	137	-	-	-	112	25	137
外 務 省	92	125	217	-	-	-	92	125	217
財 務 省	17	36	53	651	2	653	668	38	706
文 部 科 学 省	618	1,319	1,937	-	-	-	618	1,319	1,937
厚 生 労 働 省	285	439	724	228	109	337	513	548	1,061
農 林 水 産 省	271	155	426	-	-	-	271	155	426
経 済 産 業 省	462	346	808	-	-	-	462	346	808
国 土 交 通 省	307	269	576	406	132	538	712	401	1,113
環 境 省	42	49	91	1	2	3	43	51	94
防 衛 省	7	15	22	-	-	-	7	15	22
省 庁 合 計	2,201	2,759	4,960	1,415	260	1,675	3,614	3,011	6,625

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

■都道府県所管

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
北海道	457	242	699	14	123	137	471	361	832	848
青森県	158	83	241	18	88	106	176	170	346	353
岩手県	165	85	250	14	51	65	179	136	315	323
宮城県	147	109	256	15	55	70	162	164	326	331
秋田県	142	64	206	7	40	47	149	104	253	254
山形県	135	73	208	14	105	119	149	173	322	331
福島県	166	129	295	7	66	73	173	194	367	366
茨城県	174	134	308	5	38	43	179	168	347	345
栃木県	134	99	233	12	63	75	145	151	296	300
群馬県	169	122	291	12	37	49	181	158	339	345
埼玉県	253	138	391	7	43	50	260	178	438	435
千葉県	216	154	370	12	70	82	228	218	446	449
東京都	358	203	561	52	241	293	409	429	838	845
神奈川県	272	210	482	33	103	136	304	305	609	617
新潟県	190	156	346	18	63	81	208	216	424	427
富山県	113	91	204	3	54	57	116	140	256	262
石川県	143	123	266	12	59	71	155	178	333	337
福井県	139	93	232	9	44	53	148	131	279	280
山梨県	101	65	166	8	43	51	109	106	215	216
長野県	187	120	307	39	98	137	226	218	444	449
岐阜県	165	109	274	10	70	80	175	175	350	352
静岡県	217	128	345	159	68	227	373	194	567	583
愛知県	252	172	424	8	99	107	260	267	527	533
三重県	128	79	207	25	53	78	153	126	279	285
滋賀県	126	90	216	6	69	75	132	151	283	294
京都府	175	155	330	19	175	194	194	327	521	523
大阪府	366	314	680	36	160	196	401	470	871	891
兵庫県	208	195	403	39	140	179	247	331	578	586
奈良県	108	140	248	11	37	48	119	177	296	297
和歌山県	111	69	180	37	68	105	148	137	285	289
鳥取県	81	76	157	3	38	41	84	114	198	203
島根県	118	103	221	8	57	65	126	157	283	291
岡山県	182	180	362	5	47	52	186	225	411	412
広島県	180	175	355	20	85	105	199	259	458	469
山口県	187	111	298	15	68	83	202	178	380	384
徳島県	100	69	169	9	20	29	109	89	198	204
香川県	100	98	198	6	57	63	106	152	258	261
愛媛県	100	81	181	12	67	79	112	145	257	259
高知県	121	103	224	13	61	74	134	164	298	303
福岡県	268	193	461	22	136	158	290	329	619	629
佐賀県	95	72	167	8	40	48	103	108	211	212
長崎県	162	105	267	6	37	43	168	141	309	311
熊本県	130	71	201	7	45	52	137	116	253	255
大分県	136	100	236	15	29	44	151	129	280	285
宮崎県	137	75	212	7	33	40	144	108	252	251
鹿児島県	160	83	243	12	61	73	172	143	315	320
沖縄県	117	81	198	22	39	61	139	117	256	261
都道府県合計	8,049	5,720	13,769	851	3,343	4,194	8,891	8,927	17,818	18,056

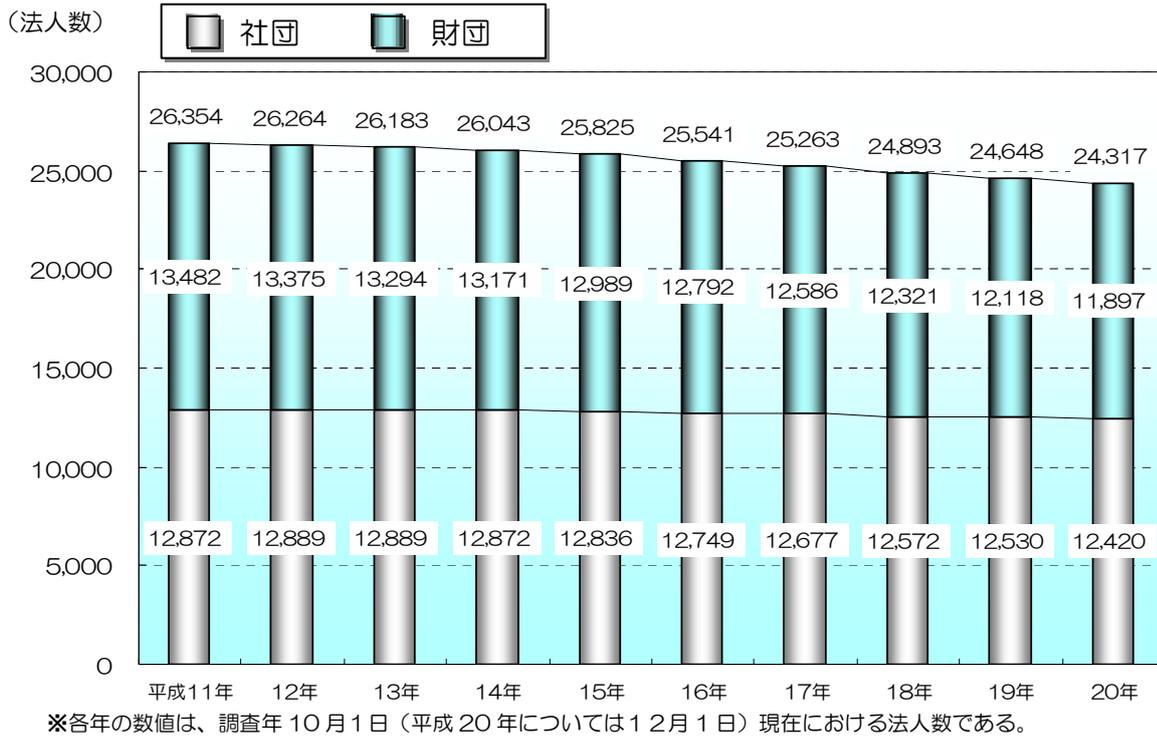
(注)都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数。

2. 法人数の推移

特例民法法人数(実数)の推移は、図2-1-4のとおりである。公益法人の数は、平成10年の26,380法人をピークに減少に転じ、平成20年12月1日現在の特例民法法人数は、前年10月1日現在の従前の公益法人数に比べ、全体で331法人(1.3%)減少した。

国所管法人は95法人(1.4%)減少し、7年連続で減少した。また、都道府県所管法人も238法人(1.3%)減少し、減少傾向が続いている。

図2-1-4 法人数の推移



2-1 新設法人数

平成11年以降の新設法人数は、表2-1-5のとおりである。なお、新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降は特例民法法人が新設されることはない。

表2-1-5 新設法人数

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
国所管	社団	29	17	19	15	9	11	17	14	6	4
	財団	18	9	27	9	10	7	10	10	13	12
	合計	47	26	46	24	19	18	27	24	19	16
都道府県所管	社団	82	72	90	82	87	53	81	94	72	61
	財団	83	73	66	41	39	26	44	33	24	21
	合計	165	145	156	123	126	79	125	127	96	82
全体	社団	111	89	109	97	96	64	98	108	78	65
	財団	101	82	93	50	49	33	54	43	37	33
	合計	212	171	202	147	145	97	152	151	115	98

※各年の数値は、調査年の前年10月2日から調査年10月1日(平成20年については12月1日)までの間における新設法人数である。

2-2 解散法人数

平成11年以降の解散法人数は、表2-1-6のとおり。

表2-1-6 解散法人数

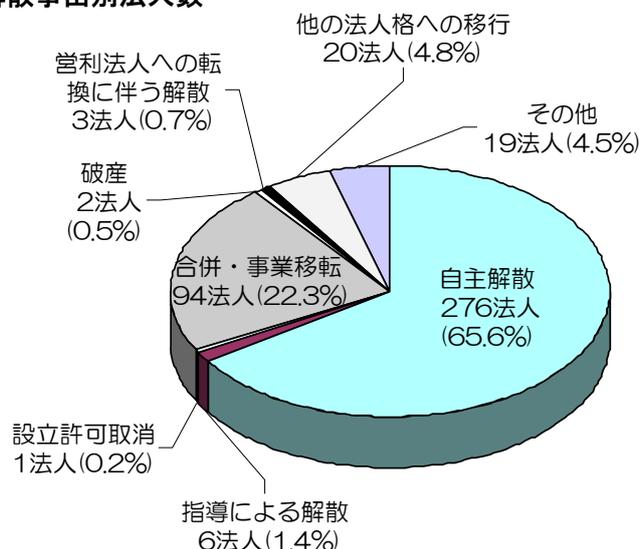
		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
国所管	社団	16	23	30	39	54	85	34	44	35	42
	財団	22	21	32	39	44	46	42	48	42	70
	合計	38	44	62	78	98	131	76	92	77	112
都道府県所管	社団	70	57	87	83	118	76	136	193	97	137
	財団	158	179	153	153	226	195	212	260	196	172
	合計	228	236	240	236	344	271	348	453	293	309
全体	社団	86	80	116	120	170	161	169	217	123	179
	財団	180	200	183	192	269	241	253	308	238	242
	合計	266	280	299	312	439	402	422	525	361	421

※ 各年の数値は、調査年の前年10月2日から調査年10月1日(平成20年については12月1日)までの間における解散法人数。

図2-1-7は、平成20年に解散した421法人について、その解散事由を分類したものである。なお、この分類は、旧民法に規定されていた解散事由とは異なる。

- ① 「自主解散」とは、定款に定められた解散事由の発生、社員総会の決議のように法人が自らの意思により解散した場合であり、分類した中で最も多く、276法人(65.6%)であった。
- ② 「指導による解散」とは、所管官庁の行政指導や解散勧告等によって解散した場合(形式的には自主解散と同じになる。)であり、6法人(1.4%)であった。
- ③ 「設立許可取消」とは、所管官庁が旧民法第71条に基づいて設立許可を取り消した場合であり、1法人(0.2%)であった。
- ④ 「合併・事業移転」とは、旧民法において合併に関する規定はなかったが、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的法人の整理・統廃合等に伴い解散した場合を実態的に見て区分したものであり、94法人(22.3%)であった。
- ⑤ 「破産」とは、破産法〔平成16年法律第75号〕の規定に従い破産手続開始の決定を受け解散した場合であり、2法人(0.5%)であった。
- ⑥ 「営利法人への転換に伴う解散」とは、営利法人に転換したことに伴い解散した場合であり、3法人(0.7%)であった。
- ⑦ 「他の法人格への移行」とは、社会福祉法人等への組織変更(広義の公益法人への移行)の場合であり、20法人(4.8%)であった。
- ⑧ 「その他」とは、地方自治法〔昭和22年法律第67号〕に基づく地縁による団体等への移行の場合であり、19法人(4.5%)であった。

図2-1-7 解散事由別法人数



3. 法人の分類

3-1. 性格別法人数

特例民法法人の中には、法人格を取得する手段が旧民法第34条に限られたために設立を認められた法人や、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていたが、指導監督基準に照らすと公益性に乏しい法人又は公益性が認められない法人も存在している。

表2-1-8は、各所管官庁が、公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④その他の4類型に分類したものである。

表2-1-8 性格別法人数

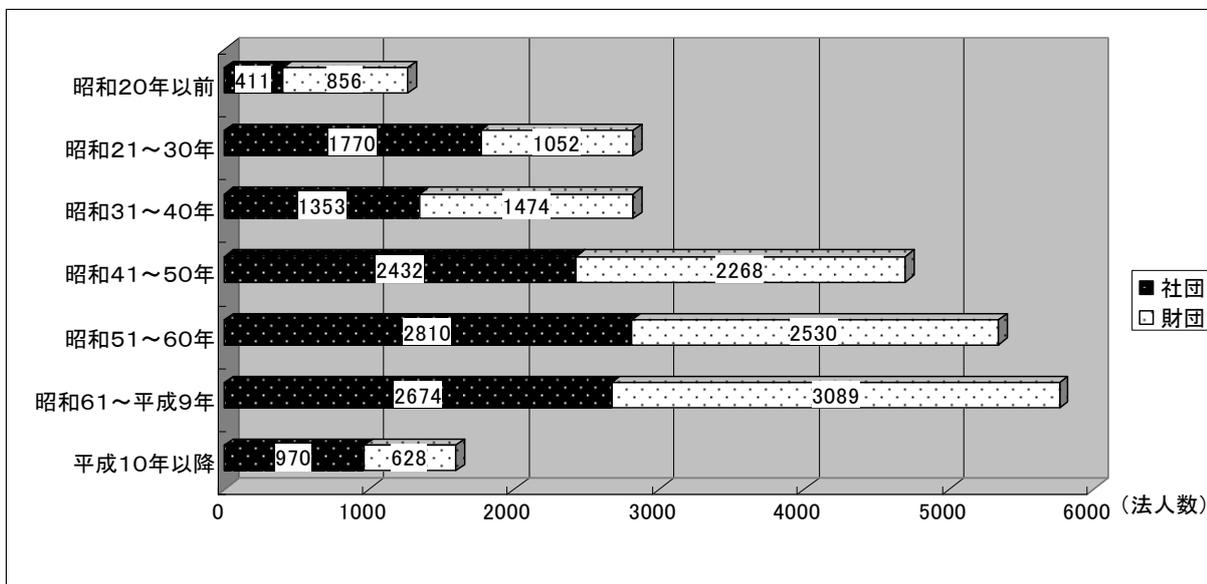
所管官庁		法人数	性格別法人数			
			本 公 益 法 人	の 互 助 ・ 共 済 団 体 等	営 利 法 人 等 転 換 候 補	そ の 他
国所管	社団	3,614	3,469	145	0	0
	財団	3,011	2,984	24	1	2
都道府 県所管	社団	8,891	6,152	2,663	16	60
	財団	8,927	8,115	714	9	89
合 計		24,317	20,596	3,544	26	151
		比率(%)	84.7	14.6	0.1	0.6

3-2. 設立年代別法人数

設立年代別の法人数及び特例社団法人・特例財団法人の比率を示したものが図2-1-9である。これは、平成20年12月1日現在において活動中である法人を、設立許可された年ごとに集計したものであり、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年に設立許可された法人数とは異なる。

「昭和20年以前」について見ると、明治期設立が199法人、大正期設立が336法人、昭和元年から20年設立が732法人である。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、明治17年2月21日（旧民法施行前）に設立された特例社団法人報徳遠譲社第三分社船明東社（静岡県教育委員会所管）である。

図2-1-9 設立年代別法人数



3-3. 設立目的別法人数

特例民法法人の設立目的を、①生活一般、②教育・学術・文化、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが表2-1-10である。特例民法法人概況調査においては、小分類の中から主たる設立目的を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数（25,051法人）に対する百分率である。

大別した4分類では、「生活一般」が13,602法人（54.3%）と最多であり、「教育・学術・文化」が10,522法人（42.0%）、「産業」が6,712法人（26.8%）、「政治・行政」が2,922法人（11.7%）と続いている。

表2-1-10 設立目的別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	25,051	-	3,805	3,283	8,900	9,063
生活一般の小計	13,602	54.3	1,206	1,157	6,267	4,972
家庭生活	175	0.7	8	17	120	30
保健・衛生・医療	3,873	15.5	195	342	2,495	841
体育・レクリエーション	1,638	6.5	180	159	357	942
保育	186	0.7	4	1	15	166
福祉・援護	1,884	7.5	94	178	676	936
職業・労働	2,114	8.4	308	123	1,314	369
福利・共済	1,080	4.3	54	150	339	537
居住・生活環境	1,036	4.1	83	69	290	594
安全	921	3.7	148	59	420	294
その他の生活一般	695	2.8	132	59	241	263
教育・学術・文化の小計	10,522	42.0	1,241	2,604	1,839	4,838
教育	2,860	11.4	216	423	685	1,536
英学	1,478	5.9	27	406	55	990
学術・研究	1,914	7.6	382	810	324	398
文化・芸術	1,956	7.8	201	300	207	1,248
報道・出版	306	1.2	134	87	48	37
宗教関係	206	0.8	13	53	19	121
国際交流	1,063	4.2	223	445	176	219
その他の教育学術	739	2.9	45	80	325	289
政治・行政の小計	2,922	11.7	959	413	671	879
政治・行政	270	1.1	54	54	86	76
財政・経済	825	3.3	705	38	66	16
総合計画	89	0.4	13	27	14	35
地方行政	665	2.7	36	55	159	415
自然・環境	499	2.0	45	83	162	209
国際関係	330	1.3	75	136	63	56
その他の政治行政	244	1.0	31	20	121	72
産業の小計	6,712	26.8	1,772	798	2,745	1,397
金融・保険	153	0.6	120	24	2	7
農林水産	1,948	7.8	261	116	938	633
通商産業	1,820	7.3	423	265	708	424
運輸・交通	609	2.4	418	132	40	19
建設	927	3.7	168	52	609	98
通信	200	0.8	99	57	41	3
情報	603	2.4	208	103	177	115
その他の産業	452	1.8	75	49	230	98
合 計	33,758	-	5,178	4,972	11,522	12,086

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

3-4. 事業種別法人数

特例民法法人の設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが表2-1-11である。特例民法法人概況調査では、主たる設立目的の一つに対して、主たる事業内容を2種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。また、割合欄の数値は延べ法人数（25,051 法人）に対する百分率である。

事業の種類として一番多く挙げられたのは、「指導・育成」で15,498 法人（61.9%）、次に多いのが「振興・奨励」で12,400 法人（49.5%）、以下、「調査・研究」の11,101 法人（44.3%）、「普及・広報」の8,028 法人（32.0%）と続いている。

表2-1-11 事業種別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	25,051	—	3,805	3,283	8,900	9,063
振興・奨励の小計	12,400	49.5	784	2,205	3,391	6,020
振 興	5,442	21.7	454	510	2,219	2,259
助 成 ・ 給 付	4,439	17.7	128	1,253	509	2,549
貸 与	608	2.4	16	89	69	434
表 彰	611	2.4	68	218	109	216
信 用 保 証	97	0.4	19	17	22	39
その他の振興・奨励	1,203	4.8	99	118	463	523
指導・育成の小計	15,498	61.9	2,413	1,465	7,612	4,008
教 育 ・ 訓 練	2,734	10.9	412	338	1,171	813
相 談	1,296	5.2	139	112	604	441
研 修 会 ・ 講 習 会	7,499	29.9	1,330	676	3,883	1,610
その他の指導・育成	3,969	15.8	532	339	1,954	1,144
調査・研究の小計	11,101	44.3	3,004	2,237	3,597	2,263
研 究	4,362	17.4	1,259	989	1,233	881
情 報 の 収 集	2,375	9.5	647	422	844	462
情報資料の作成・分析等	1,069	4.3	332	250	291	196
その他の調査・研究	3,295	13.2	766	576	1,229	724
普及・広報の小計	8,028	32.0	2,411	1,256	2,545	1,816
普 及	4,770	19.0	1,458	631	1,532	1,149
雑 誌 ・ 図 書 の 出 版	921	3.7	346	315	112	148
説 明 会	231	0.9	141	12	56	22
その他の普及・広報	2,106	8.4	466	298	845	497
検査・検定の小計	983	3.9	210	279	270	224
検 査 ・ 検 定	557	2.2	71	145	188	153
資格の付与・指定	186	0.7	100	55	19	12
証 明	112	0.4	21	47	28	16
その他の検査・検定	128	0.5	18	32	35	43
交流の小計	2,629	10.5	525	681	954	469
連 絡	283	1.1	93	29	124	37
国 内 交 流	520	2.1	78	72	277	93
国 際 交 流	1,322	5.3	313	533	240	236
その他の交流	504	2.0	41	47	313	103
共済の小計	991	4.0	53	73	410	455
共 同 ・ 共 済	595	2.4	35	40	211	309
補 償	138	0.6	10	15	74	39
その他の共済	258	1.0	8	18	125	107
施設の運営の小計	5,988	23.9	151	533	797	4,507
会 館 ・ 施 設 の 建 設	335	1.3	30	46	65	194
会 館 ・ 施 設 の 管 理	2,953	11.8	41	179	355	2,378
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	690	2.8	28	61	128	473
会 館 ・ 施 設 の 公 開	400	1.6	2	48	18	332
その他の施設の運営	1,610	6.4	50	199	231	1,130
その他	2,126	8.5	226	167	1,075	658
合 計	57,618	—	9,551	8,729	19,576	19,762

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

4. 特例社団法人における法律上の社員

社員とは、特例社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（総会等）に参加している。

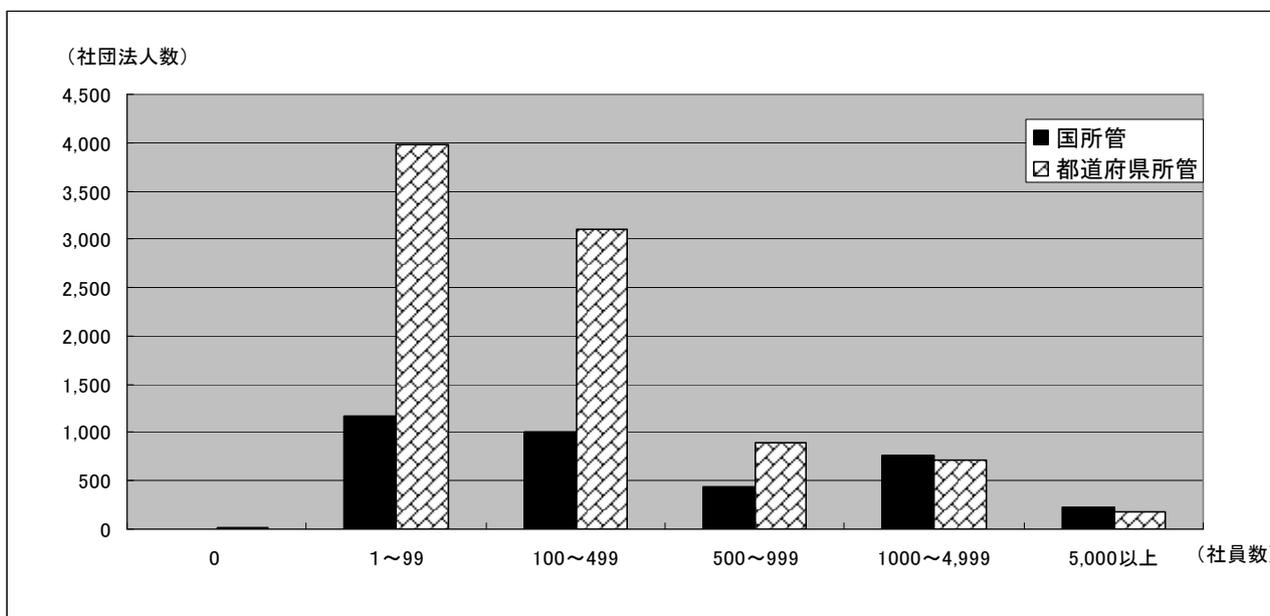
社員数の規模別法人数を示したものが図表2-1-12である。これによると、99社員以下の小規模法人が5,124法人と4割以上を占めている（この中に社員数0の法人が26法人含まれているが、社員の欠亡は法律上の解散事由に当たるため、主務官庁による指導が必要である。）。5,000社員以上を擁する法人は413法人で、このうち5万社員以上の法人も23法人あった。

1法人当たりの平均社員数は1,052社員であるが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、中央値^(注)は149社員であった。

(注) 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、中央で全数を2等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。

図表2-1-12 社員規模別法人数

所管官庁	特例社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1～99社員	100～499社員	500～999社員	1000～4,999社員	5,000社員以上		
国所管	3,614	4	1,172	1,002	434	771	231	7,207,167	1,994
都道府県所管	8,891	22	3,973	3,104	895	715	182	5,899,273	664
合計	12,420	26	5,098	4,099	1,311	1,473	413	13,070,290	1,052
	比率(%)	0.2	41.0	33.0	10.6	11.9	3.3		
前年合計	12,530	25	5,142	4,126	1,317	1,494	426	13,460,516	1,074
	比率(%)	0.2	41.0	32.9	10.5	11.9	3.4		



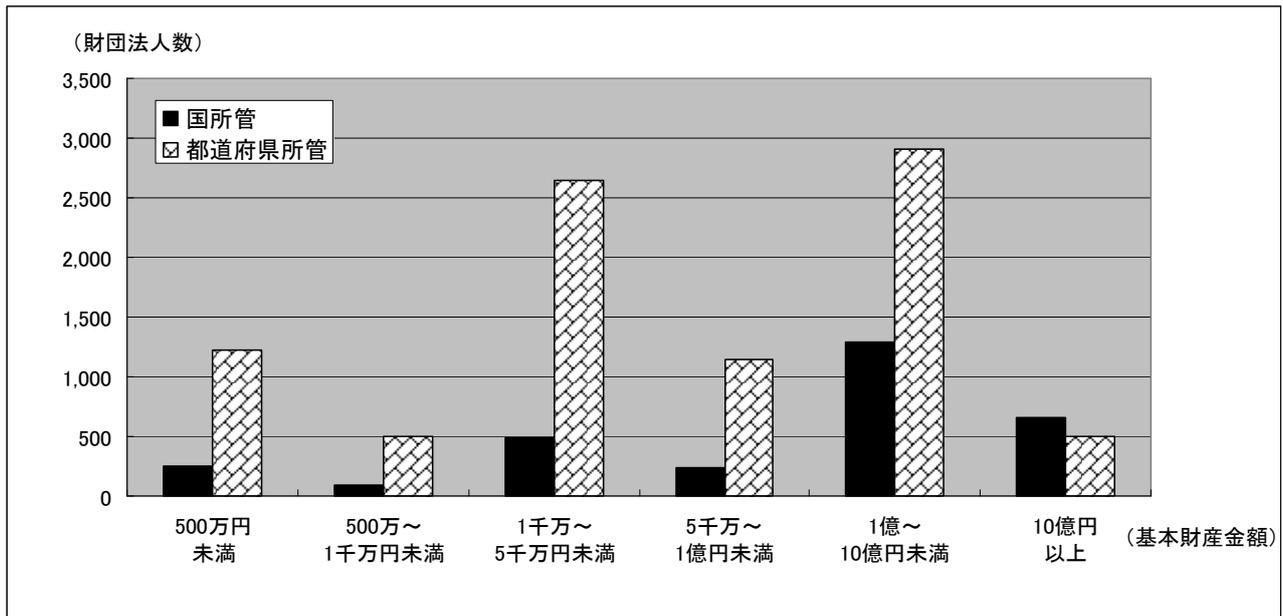
5. 特例財団法人における基本財産

基本財産とは、特例財団法人の法人格の基礎となる財産であり、公益活動を行うための基本となる重要な財産であるため、その管理運用に当たっては、基本財産の減少は厳に避ける必要がある。

基本財産の規模別法人数を示したものが図表2-1-13である。これによると、かなりばらつきがあることが分かる。

図表2-1-13 基本財産規模別法人数

所管官庁	特例財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産合計金額 (百万円)	基本財産平均金額 (百万円)
		500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	3,011	247	91	488	236	1,286	663	3,907,251	1,298
都道府県所管	8,927	1,229	499	2,649	1,139	2,907	504	2,971,196	333
合計	11,897	1,471	587	3,120	1,370	4,183	1,166	6,872,734	578
	比率(%)	12.4	4.9	26.2	11.5	35.2	9.8		
前年合計	12,118	1,543	612	3,190	1,396	4,236	1,141	6,699,923	553
	比率(%)	12.7	5.1	26.3	11.5	35.0	9.4		



第2節 個別事項の分析

1. 役職員の状況

(理事)

理事は、旧民法において法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等についての規定が設けられている。

指導監督基準

- ・ 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ・ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

理事数の規模別に法人数を示したものが表2-2-1である。理事の合計は38万138人で、1法人あたりの平均理事数は15.6人、中央値は12人であり、平均値と中央値との乖離は小さい。最も多い区分は、10～19人の法人の11,203法人(46.1%)で半数近くを占めている。また、0～9人の法人も7,682法人(31.6%)と多く、3番目に多い20～29人の法人と合わせて全体の9割以上がこれらの範囲に収まっている。

表2-2-1 理事規模別法人数

所管官庁		法人数	理事規模別法人数					理事 合計人数	理事 平均人数	
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人			50人以上
国所管	社団	3,614	334	1,156	960	457	237	470	102,604	28.4
	財団	3,011	1,189	1,370	329	82	29	12	39,463	13.1
都道府 県所管	社団	8,891	1,839	4,942	1,511	384	119	96	140,991	15.9
	財団	8,927	4,355	3,787	611	131	31	12	99,085	11.1
合 計		24,317	7,682	11,203	3,385	1,041	416	590	380,138	15.6
	比率(%)		31.6	46.1	13.9	4.3	1.7	2.4		
前 年 合 計		24,648	7,759	11,342	3,462	1,058	421	606	386,813	15.7
	比率(%)		31.5	46.0	14.0	4.3	1.7	2.5		

また、理事の任期について示したものが表2-2-2である。これによると、任期を2年又は2年未満としている法人が21,471法人(88.3%)と、全体の9割近くを占めている。

表2-2-2 理事任期別法人数

所管官庁		法人数	理事任期別法人数			
			任期の定め無 し	2年未満	2年	2年超
国所管	社団	3,614	10	111	3,417	76
	財団	3,011	10	19	2,752	230
都道府 県所管	社団	8,891	42	816	7,060	973
	財団	8,927	95	203	7,216	1,413
合 計		24,317	157	1,149	20,322	2,689
	比率(%)		0.6	4.7	83.6	11.1

(常勤理事)

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担う機関であり、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営に関わるものである。ただし、経常的な業務の執行は、通常、常勤理事（特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している理事としている。）により行われることが多く、その規模別に法人数を示したものが表2-2-3である。

これによると、常勤理事の合計は18,793人、1法人当たりの平均常勤理事数は0.8人であった。

常勤理事がない法人が約5割であり、1人又は2人の法人と合わせて全体の9割以上の法人が常勤理事2人以下である。

表2-2-3 常勤理事規模別法人数

所管官庁		法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,614	1,310	1,652	385	137	60	70	3,572	1.0
	財団	3,011	816	1,112	540	260	134	149	4,505	1.5
都道府県所管	社団	8,891	5,732	2,696	303	77	31	52	4,170	0.5
	財団	8,927	4,594	2,961	881	269	122	100	6,676	0.7
合計		24,317	12,379	8,397	2,093	741	342	365	18,793	0.8
		比率(%)	50.9	34.5	8.6	3.0	1.4	1.5		
前年合計		24,648	12,649	8,434	2,091	777	328	369	18,802	0.8
		比率(%)	51.3	34.2	8.5	3.2	1.3	1.5		

(公務員出身理事)

特例民法法人概況調査においては、原則として、国又は都道府県の行政機関において常勤の職員として職務に従事した者を公務員出身者としている。公務員出身者が特例民法法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが表2-2-4である。

国所管法人の理事のうち、国家公務員出身者は3,305法人(国所管法人数(6,625法人)の49.9%)の8,519人(国所管法人の全理事数(142,067人)の6.0%)であった。一方、都道府県所管法人の理事のうち、都道府県公務員出身者は4,975法人(都道府県所管法人数(17,818法人)の27.9%)の12,924人(都道府県所管法人の全理事数(240,076人)の5.4%)であった。

次に、国所管法人の常勤理事のうち、国家公務員出身者は1,937法人(国所管法人数(6,625法人)の29.2%)の2,732人(国所管法人の全常勤理事数(8,077人)の33.8%)、国家公務員出身理事の32.1%)であった。一方、都道府県所管法人の常勤理事のうち、都道府県公務員出身者は2,298法人(都道府県所管法人数(17,818法人)の12.9%)の2,872人(都道府県所管法人の全常勤理事数(10,846人)の26.5%、都道府県公務員出身理事(12,924人)の22.2%)であった。

表2-2-4 公務員出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	公務員出身理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	3,614	1,619	3,867	1,089	1,344
	財団	3,011	1,686	4,652	848	1,388
	合計	6,625	3,305	8,519	1,937	2,732
都道府県所管	社団	8,891	2,061	4,780	1,136	1,252
	財団	8,927	2,914	8,144	1,162	1,620
	合計	17,818	4,975	12,924	2,298	2,872

(所管官庁出身理事)

指導監督基準

理事のうち、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

公務員出身理事のうち、所管官庁出身理事の数を示したものが表2-2-5である。

表2-2-5 所管官庁出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	所管官庁出身理事			うち常勤	
			法人数	うち3分の1を超える法人	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	3,614	1,471	0	3,142	1,026	1,257
	財団	3,011	1,462	5	3,567	807	1,301
	合計	6,625	2,933	5	6,709	1,833	2,558
都道府県所管	社団	8,891	1,755	78	3,997	1,003	1,093
	財団	8,927	2,554	352	7,182	1,035	1,461
	合計	17,818	4,309	430	11,179	2,038	2,554

国所管法人における所管官庁出身理事は、2,933法人（国所管法人数（6,625法人）の44.3%）の6,709人（国所管法人の全理事数（142,067人）の4.7%、国家公務員出身理事（8,519人）の78.8%）であった。一方、都道府県所管法人における所管官庁出身理事は、4,309法人（都道府県所管法人数（17,818法人）の24.2%）の11,179人（都道府県所管法人の全理事数（240,076人）の4.7%、都道府県公務員出身理事（12,924人）の86.5%）であった。

また、国所管法人のうち所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えていた法人（平成18年10月1日現在で339法人、平成19年10月1日現在で160法人）にあっては、平成18年8月15日付け閣議決定に基づき、平成20年8月14日までに3分の1以下とする取組みが行われた^(注)。

また、都道府県所管法人で3分の1を超えていた法人（平成19年10月1日現在で488法人）は、平成20年12月1日現在で430法人である。

(注) なお、その後、5法人が3分の1を超えることとなったが、これらの法人も、平成21年5月1日までは超過状態を解消している。

(同一親族・特定企業関係者理事)

指導監督基準

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

同一親族の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は204法人（0.8%）、特定企業関係者の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は239法人（1.0%）であった（表2-2-6）。

表2-2-6 同一親族理事及び特定企業関係者理事の状況別法人数

■同一親族理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	
				うち同一親族が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,614	229	4
	財団	3,011	372	19
都道府県所管	社団	8,891	179	21
	財団	8,927	996	160
合計		24,317	1,772	204
		比率(%)	7.3	0.8
前年合計		24,648	1,780	221
		比率(%)	7.2	0.9

■特定企業関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	特定企業関係者理事のいる法人数	
				うち特定企業関係者が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,614	444	15
	財団	3,011	749	61
都道府県所管	社団	8,891	230	31
	財団	8,927	808	134
合計		24,317	2,211	239
		比率(%)	9.1	1.0
前年合計		24,648	2,194	231
		比率(%)	8.9	0.9

(同一業界関係者理事)

指導監督基準

理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超えている法人は5,843法人(全法人の24.0%)であり、都道府県所管の社団法人が多かった。これらの法人には、いわゆる互助会も含まれている。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は3,361法人であった(表2-2-7)。

表2-2-7 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を超えている法人数	
				うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	3,614	785	177
	財団	3,011	142	21
都道府県所管	社団	8,891	4,047	2,850
	財団	8,927	904	329
合計		24,317	5,843	3,361
		比率(%)	24.0	13.8
前年合計		24,648	6,038	3,471
		比率(%)	24.5	14.1

(監事)

指導監督基準

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

監事は、旧民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することとされている。監事の人数を規模別に示したものが表2-2-8である。

これによると、監事の合計は53,496人、1法人当たりの平均は2.2人で、2人の法人が17,889法人(73.6%)と7割以上を占めている。

監事のうち、常勤監事(特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している監事としている。)として日常業務に携わっている者の合計は362人、常勤監事がある法人数は295法人(全法人数の1.2%)であった〔資料22〕。

また、監事制度がない法人は51法人あった。今後移行する新たな公益法人制度において、財団法人は、監事を必ず置かなければならないとされている。

表2-2-8 監事規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数						監事合計人数	監事平均人数
				0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,614	3	3	120	2,159	1,164	106	59	8,665	2.4
	財団	3,011	1	5	274	2,365	333	19	14	6,156	2.0
都道府県所管	社団	8,891	19	9	232	6,461	1,943	158	69	19,993	2.3
	財団	8,927	28	21	452	6,990	1,289	94	53	18,957	2.1
合計		24,317	51	38	1,067	17,889	4,704	374	194	53,496	2.2
		比率(%)	0.2	0.2	4.4	73.6	19.3	1.5	0.8		
前年合計		24,648	30	26	1,076	18,132	4,800	372	212	54,365	2.2
		比率(%)	0.1	0.1	4.4	73.6	19.5	1.5	0.9		

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。
2 合計は共管重複分を除く実数。

(外部監事)

指導監督基準

既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的な法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

外部監事の導入状況について示したものが表2-2-9である。

これによると、法人の性格が「互助・共済団体等」である法人は3,544法人であり、そのうち、外部監事を導入していない法人が2,231法人(63.0%)となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入に向け、引き続き強力な指導が必要である。

表2-2-9 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁		法人の性格が「互助・共済団体等」である法人数	うち外部監事制度	
			がある法人数	がない法人数
国所管	社団	145	127	18
	財団	24	16	8
都道府県所管	社団	2,663	942	1,721
	財団	714	229	485
合 計		3,544	1,313	2,231
		比率(%)	37.0	63.0
前 年 合 計		3,760	1,342	2,418
		比率(%)	35.7	64.3

(注) 共管重複分を除く実数。

(公認会計士等による監査の実施状況)

「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づき、各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の所管特例民法法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請を行っており、各都道府県においても、同様の要請を行っている。

平成19年度決算ベースで外部監査の要請の対象となる一定規模以上の国所管法人は1,103法人、このうち外部監査を受けた法人は822法人(対象法人の74.5%)であった(表2-2-10)。

表2-2-10 公認会計士等による監査を受けた法人数の推移

所管官庁	平成18年			平成19年			平成20年		
	対象法人数	実施法人数	割合	対象法人数	実施法人数	割合	対象法人数	実施法人数	割合
国所管	1,127	832	73.8	1,131	842	74.4	1,103	822	74.5
都道府県所管	1,725	371	21.5	1,704	415	24.4	1,726	436	25.3
合 計	2,831	1,192	42.1	2,816	1,248	44.3	2,811	1,249	44.4

(注) 「法人数」は、共管重複分を除いた実数。

(現職公務員理事・監事)

特例民法法人の役員(理事及び監事)には、法律上、職業や国籍による役員就任への制限はない。しかしながら、現職公務員については、法人を指導監督する立場にあることから、特例民法法人の役員への就任は原則として適当でないものと考えられている。

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したものが表2-2-11である。この表における現職公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員(公務員の身分を有する休職出向者を含み、国務大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。)を指す。

まず、国所管法人の理事のうち、現職国家公務員は36法人の45人、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県公務員は2,530法人の5,562人である。

次に、国所管法人の監事のうち、現職国家公務員は6法人の6人、都道府県所管法人の監事のうち、現職都道府県公務員は759法人の898人であった。

表2-2-11 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	理事		監事		役員合計		前年役員合計	
		法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数
国所管	6,625	36	45	6	6	40	51	39	51
都道府県所管	17,818	2,530	5,562	759	898	2,596	6,460	2,617	6,661
合計	24,317	2,566	5,607	765	904	2,636	6,511	2,656	6,712

(注) 1 役員合計は、理事と監事の合計。
 2 役員合計の法人数は、理事又は監事が1人以上いる法人の数。
 3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数。

(現職議員理事)

現職の国会議員及び都道府県議会議員が特例民法法人の理事に就任している状況を示したものが表2-2-12である。

これによると、国所管法人の理事のうち、現職国会議員は192法人(前年比18法人減)の310人(前年比20人減)であった。また、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県議会議員は654法人(前年比56法人減)の945人(前年比82人減)であった。

表2-2-12 現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	現職議員理事		うち常勤		
		法人数	理事数	法人数	常勤理事数	
国所管	社団	3,614	82	126	0	0
	財団	3,011	110	184	3	6
	合計	6,625	192	310	3	6
都道府県所管	社団	8,891	231	271	4	5
	財団	8,927	423	674	8	8
	合計	17,818	654	945	12	13
前年合計	国所管	6,720	210	330	1	1
	都道府県所管	18,056	710	1,027	0	0

(有給常勤役員の平均年間報酬額)

指導監督基準

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

特例民法法人の定款においては、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員(役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。)に対する年間報酬の1人当たり平均額の規模別法人数を示したものが表2-2-13である。

これによると、有給の役員がいる法人は10,052法人(全法人の41.3%)であり、常勤役員がいる法人数(11,958法人)よりも少なく、無報酬の常勤役員も相当数存在していることが分かる。有給役員がいる法人の中では、平均年間報酬額が400万円以上800万円未満の法人が3,691法人(有給役員がいる法人の36.7%)と最も多く、次いで400万円未満の法人が3,533法人(同35.1%)

であり、800万円未満の法人で7割程度を占めている。一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も88法人あった。

表2-2-13 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,614	1,484	384	884	480	284	73	25
	財団	3,011	1,202	318	462	437	401	180	11
都道府県所管	社団	8,891	6,119	1,513	1,032	193	22	6	6
	財団	8,927	5,534	1,325	1,341	508	124	49	46
合計		24,317	14,265	3,533	3,691	1,608	826	306	88
		全法人に占める比率(%)	58.7	14.5	15.2	6.6	3.4	1.3	0.4
		有給役員に占める比率(%)		35.1	36.7	16.0	8.2	3.0	0.9
前年合計		24,648	14,714	3,414	3,594	1,668	844	331	83
		全法人に占める比率(%)	59.7	13.9	14.6	6.8	3.4	1.3	0.3
		有給役員に占める比率(%)		34.4	36.2	16.8	8.5	3.3	0.8

また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤役員の平均年間報酬額を示したものが表2-2-14である。400万円以上800万円未満の法人が1,596法人（所管官庁出身者がいる法人の41.5%）と最も多い。

表2-2-14 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数 [※]	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	1,027	15	110	421	235	191	50	5
	財団	810	24	46	154	204	244	137	1
都道府県所管	社団	1,005	71	381	500	49	3	1	0
	財団	1,036	126	178	541	170	19	2	0
合計		3,845	236	710	1,596	652	456	189	6
		全法人に占める比率(%)	6.1	18.5	41.5	17.0	11.9	4.9	0.2
		有給役員に占める比率(%)		19.7	44.2	18.1	12.6	5.2	0.2

※ 所管官庁出身常勤役員がいる法人数

（職員）

指導監督基準

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っている。職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別法人数を示したものが表2-2-15である。職員の合計は56万4,034人、1法人当たりの平均は23.2人、中央値は3人である。

規模別には、2～9人の法人が10,819法人（44.5%）と半数近くを占める。しかしながら、職員が1人の法人が4,197法人、職員がいない法人が2,842法人である一方、100人以上の職員がいる法人は949法人（3.9%）あり、500人以上の職員がいる法人も158法人あった。

特例民法法人概況調査では、職員のうち最低でも週3日以上出勤している者を常勤職員（パート、アルバイト等雇用形態は問わない。）としており、その合計は47万5,492人であり〔資料29〕、全職員数の約84.3%が常勤職員である。

表2-2-15 職員規模別法人数

所管官庁		法人数	職員規模別法人数						職員合計人数	職員平均人数
			0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上		
国所管	社団	3,614	149	459	2,154	711	67	74	85,949	23.8
	財団	3,011	183	389	1,257	764	196	222	134,209	44.6
都道府県所管	社団	8,891	1,092	1,986	4,246	1,287	139	141	98,439	11.1
	財団	8,927	1,440	1,369	3,182	1,933	476	527	251,998	28.2
合計		24,317	2,842	4,197	10,819	4,640	870	949	564,034	23.2
		比率(%)	11.7	17.3	44.5	19.1	3.6	3.9		
前年合計		24,648	2,778	4,280	11,006	4,759	867	958	565,738	23.0
		比率(%)	11.3	17.4	44.7	19.3	3.5	3.9		

（評議員）

指導監督基準

財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事又は監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

評議員の規模別法人数を示したものが表2-2-16である。特例財団法人のうち、評議員（会）制度を設けているのは9,861法人（82.9%）であった。このうち、国所管の特例財団法人では2,973法人（98.7%）が評議員（会）制度を設けているのに対し、都道府県所管の特例財団法人では6,927法人（77.6%）にとどまっている。

表2-2-16 評議員規模別法人数

所管官庁		評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評議員合計人数	評議員平均人数
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
国所管		2,973	602	1,349	540	210	115	157	59,860	20.1
都道府県所管		6,927	1,889	3,091	1,002	399	225	321	124,735	18.0
全体		9,861	2,488	4,424	1,532	603	338	476	183,600	18.6
		比率(%)	25.2	44.9	15.5	6.1	3.4	4.8		
前年合計		9,977	2,426	4,488	1,568	643	356	496	188,893	18.9
		比率(%)	24.3	45.0	15.7	6.4	3.6	5.0		

（注）1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均。

2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

指導監督基準

評議員及び評議員会に関し、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

運用指針

- ・ 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。
- ・ 同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

特例財団法人の評議員のうち、所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが表2-2-17である。

また、特例財団法人の評議員数と理事数の関係を示したものが表2-2-18である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多い。

表2-2-17 特例財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員制度有り法人数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1以下	2分の1超	
		0%	0%超25%以下	25%超50%以下	50%超75%以下	75%超100%未満	100%		単管	共管
国所管	2,973	1,931	705	323	9	1	4	2,959	12	2
都道府県所管	6,927	5,439	1,076	276	37	35	64	6,791	134	2
合計	9,861	7,348	1,769	594	46	36	68	9,711	146	4
	比率(%)	74.5	17.9	6.0	0.5	0.4	0.7			

表2-2-18 特例財団法人の評議員数と理事数の関係

	総数	理事数						
		0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上	
総数	11,897	5,540	5,132	933	208	60	24	
評議員数	制度なし	2,036	1,107	831	83	12	2	1
	0~9人	2,488	2,202	264	16	5	0	1
	10~19人	4,424	1,893	2,456	69	5	1	0
	20~29人	1,532	241	970	303	16	1	1
	30~39人	603	53	316	181	48	5	0
	40~49人	338	23	142	102	40	27	4
	50人以上	476	21	153	179	82	24	17

2. 財務・会計の状況

(年間収入額)

特例民法法人の年間収入は、大きく分けて、

- ◆ 会費収入（旧民法上の社員及び賛助会員等からの会費収入を指す。）
- ◆ 財産運用収入（基本財産・運用財産の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）
- ◆ 寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等の反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）
- ◆ 事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、公益活動を行うために付随的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）であってもどちらでもよい。）

等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、「総収入額＝総支出額」の関係になっている。

年間収入額の規模別法人数を示したものが表2-2-19である。これによると、年間収入額の合計は17兆7,529億円である。他方、少数ながらも収入規模の大きい法人も存在するため、一法人当たりの平均年間収入額は7億3,006万円となり、中央値の5,846万円と大きく隔たっている。

規模別に見ると、1千万円以上5千万円未満の法人が6,249法人（25.7%）と最多であり、以下、1億円以上5億円未満が5,964法人（24.5%）、1千万円未満が5,253法人（21.6%）と続く。

表2-2-19 年間収入額の規模別法人数

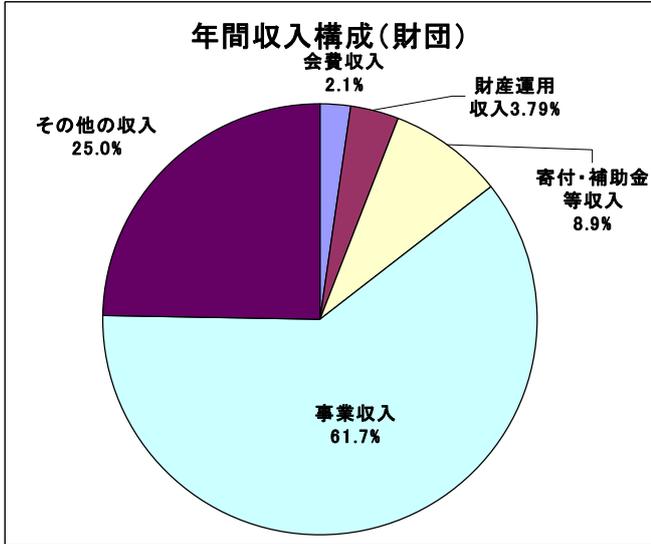
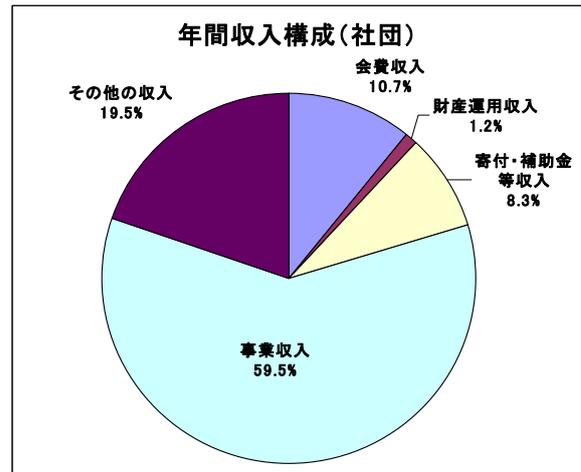
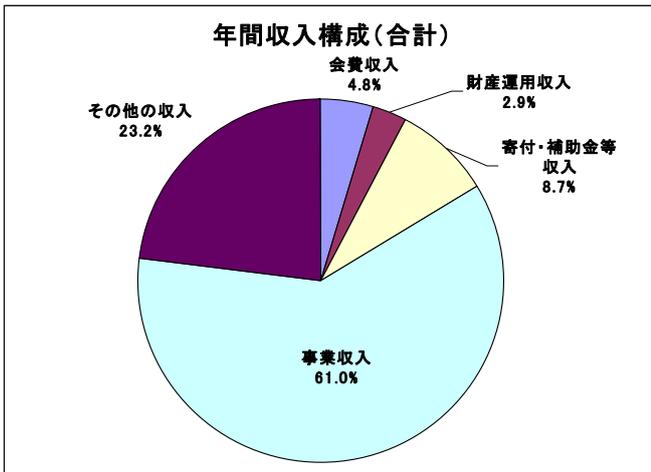
所管官庁		法人数	年間収入額の規模別法人数						年間収入 合計金額 (百万円)	年間収入 平均金額 (百万円)
			1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
国所管	社団	3,614	295	1,048	692	1,073	213	293	3,224,924	892
	財団	3,011	304	565	341	868	300	633	6,374,373	2,117
都道府 県所管	社団	8,891	2,232	2,734	1,017	2,058	429	421	2,421,108	272
	財団	8,927	2,452	1,907	922	2,030	581	1,035	5,817,574	652
合 計		24,317	5,253	6,249	2,968	5,964	1,518	2,365	17,752,905	730
	比率(%)		21.6	25.7	12.2	24.5	6.2	9.7		
前 年 合 計		24,648	5,235	6,436	3,024	6,016	1,564	2,373	18,247,755	740
	比率(%)		21.2	26.1	12.3	24.4	6.3	9.6		

年間収入の構成を示したものが図表2-2-20である。特例社団法人、特例財団法人の双方において事業収入が年間収入の約6割と最も多くを占めている。また、特例社団法人、特例財団法人を問わず、寄付金、行政や民間助成団体等からの補助金等も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は特例社団法人、特例財団法人ともに8%強である。

図表2-2-20 年間収入構成

(百万円)

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	補助金等収入	補助金等収入の内訳					事業収入	その他の収入	合計
						うち国から	うち都道府県から	うち市区町村から	うち独立行政法人等から	うちその他			
国所管	社団	378,731	42,655	16,890	222,535	97,125	37,350	3,457	61,747	22,629	1,946,574	617,638	3,224,924
	財団	127,867	302,142	310,757	299,302	124,730	49,792	13,407	64,855	47,104	4,121,113	1,341,922	6,374,373
都道府県所管	社団	222,653	23,986	7,044	219,527	24,910	53,035	51,866	53,170	30,478	1,418,790	479,872	2,421,108
	財団	130,389	141,483	44,405	421,219	19,474	218,100	157,336	4,196	14,239	3,413,853	1,692,733	5,817,574
合計		858,625	509,957	378,979	1,160,100	266,238	357,083	225,595	183,786	113,816	10,825,466	4,125,874	17,752,905
比率 (%)		4.8	2.9	2.1	6.5	1.5	2.0	1.3	1.0	0.6	61.0	23.2	100.0



(年間支出額)

特例民法法人の年間支出は、大きく分けて、

- ◆ 事業費（特例民法法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付随的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- ◆ 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- ◆ 事業に不可欠な固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積立ても支出に当たる。これら当該年度に支出

した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別法人数を示したものが表2-2-21である。これによると、年間支出額の合計は17兆9,175億円、1法人当たりの平均は7億3,683万円、中央値は5,828万円であった。

年間支出の構成状況を示したものが図表2-2-22である。事業費が68.1%と大きな割合を占めている一方、管理費は7.5%となっている。

表2-2-21 年間支出額の規模別法人数

所管官庁	法人数	年間支出額の規模別法人数						年間支出合計金額 (百万円)	年間支出平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,614	293	1,052	692	1,068	214	295	3,318,849	918
	財団	3,011	302	555	347	879	293	635	6,453,826	2,143
都道府県所管	社団	8,891	2,221	2,751	1,015	2,059	429	416	2,420,985	272
	財団	8,927	2,499	1,880	894	2,066	556	1,032	5,809,855	651
合計	法人数	24,317	5,285	6,234	2,944	6,006	1,488	2,360	17,917,490	737
	比率(%)		21.7	25.6	12.1	24.7	6.1	9.7		
前年合計	法人数	24,648	5,224	6,493	3,005	6,013	1,552	2,361	18,229,170	740
	比率(%)		21.2	26.3	12.2	24.4	6.3	9.6		

(公益法人の事業)

指導監督基準

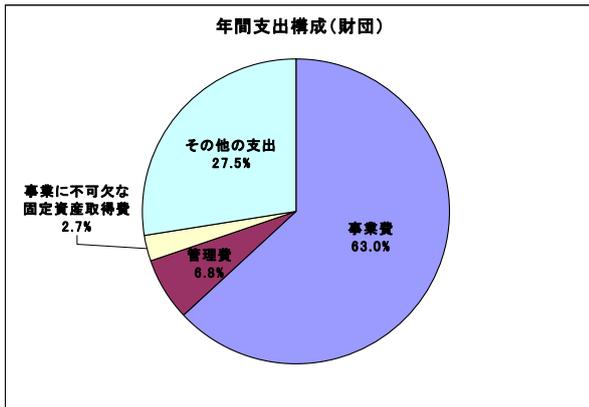
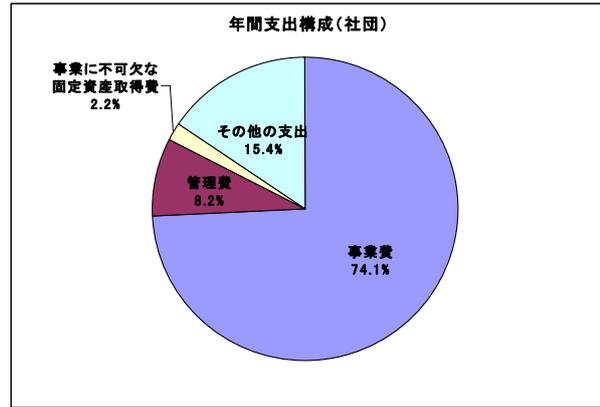
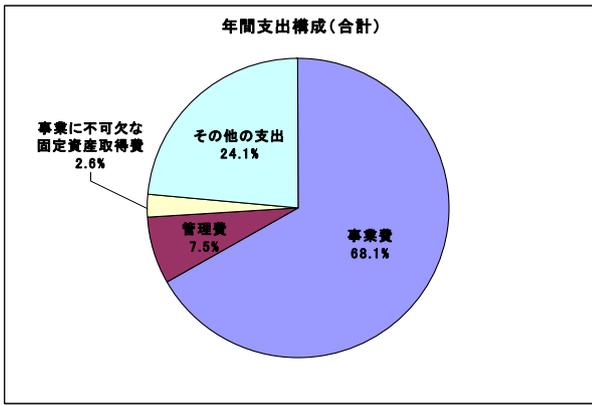
公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

図表2-2-22 年間支出構成

(百万円)

		事業費	管理費	事業に不可欠な 固定資産取得費	その他の支出	合計
国所管	社団	2,490,834	229,458	84,688	518,682	3,318,849
	財団	4,218,761	333,434	151,875	1,757,140	6,453,826
都道府県所管	社団	2,040,217	274,214	49,397	423,620	2,420,985
	財団	3,519,176	506,531	174,745	1,625,020	5,809,855
合計		12,202,355	1,335,330	456,929	4,317,153	17,917,490
比率(%)		68.1	7.5	2.6	24.1	100.0
前年合計		11,994,640	1,427,687	371,099	4,437,335	18,229,170
比率(%)		65.8	7.8	2.0	24.3	100.0



特例民法法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模が総支出額の2分の1以上となっている法人は 10,251 法人で全法人の 42.2%であった（表2-2-23）。

表2-2-23 特例民法法人本来の事業費割合別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	特例民法法人本来事業費の総支出に占める割合別法人数				50%以上法人数合計
			25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	
国所管	社団	3,614	478	1,275	1,509	352	1,861
	財団	3,011	572	937	1,120	382	1,502
都道府 県所管	社団	8,891	2,720	2,627	1,956	1,588	3,544
	財団	8,927	3,446	2,070	1,864	1,547	3,411
合 計		24,317	7,191	6,875	6,408	3,843	10,251
		比率(%)	29.6	28.3	26.4	15.8	42.2
前 年 合 計		24,648	7,455	6,994	6,325	3,874	10,199
		比率(%)	30.2	28.4	25.7	15.7	41.4

（管理費）

指導監督基準

管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

管理費の割合が、総支出額の2分の1以下となっている法人は22,272法人で全法人の91.6%であった(表2-2-24)。管理費の割合が総支出額の2分の1を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大な負担となっているかを把握し、役職員の削減、事務所経費の見直し等により、管理費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

表2-2-24 管理費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁		法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数				50%以下 法人数合計
			25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超	
国所管	社団	3,614	2,168	1,268	135	43	3,436
	財団	3,011	2,513	434	51	13	2,947
都道府 県所管	社団	8,891	5,490	2,574	683	144	8,064
	財団	8,927	6,578	1,370	614	365	7,948
合 計		24,317	16,658	5,614	1,481	564	22,272
		比率(%)	68.5	23.1	6.1	2.3	91.6
前 年 合 計		24,648	16,561	5,889	1,602	596	22,450
		比率(%)	67.2	23.9	6.5	2.4	91.1

(指導監督基準上の収益事業)

指導監督基準

公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

特例民法法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要であることから、本来の公益活動の実施に充てるため、収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

一方、法人税法上も「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令〔昭和40年政令第97号〕に定められた課税対象となる34業種(平成20年4月30日に法人税法施行令が改正され、課税対象が1業種追加され34業種となった。)を指すものであり、その目的は問わないものである。

指導監督基準上の収益事業収入及び収益事業費の状況を示したものが表2-2-25である。これによ

ると、収益事業収入のない法人が18,582法人で、全法人の4分の3を占めている。収益事業を行っている法人の収益事業収入の合計金額は1兆1,015億円（前年比476億円増）であり、1法人当たりの平均金額は4,530万円であった。また、収益事業収入のある法人における中央値は1,858万円であった。

次に、収益事業に支出した費用を見ると、合計で8,677億円であり、収入が支出を2,338億円上回っている。

表2-2-25 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

■収益事業収入額規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)	収益事業収入平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	3,614	2,764	416	241	76	91	26	70,361	19
	財団	3,011	2,414	169	163	74	120	71	198,005	66
都道府県所管	社団	8,891	6,915	896	525	181	281	93	244,702	28
	財団	8,927	6,583	807	643	251	418	225	592,741	66
合計	法人数	24,317	18,582	2,276	1,562	579	905	413	1,101,514	45
	比率(%)		76.4	9.4	6.4	2.4	3.7	1.7		
前年合計	法人数	24,648	19,152	2,135	1,462	584	907	408	1,053,963	43
	比率(%)		77.7	8.7	5.9	2.4	3.7	1.7		

■収益事業費規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業費規模別法人数						収益事業費合計金額 (百万円)	収益事業費平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	3,614	2,816	440	209	57	73	19	55,946	15
	財団	3,011	2,477	140	165	77	99	53	135,062	45
都道府県所管	社団	8,891	7,329	695	429	151	215	72	186,285	21
	財団	8,927	6,971	657	515	223	380	181	493,847	55
合計	法人数	24,317	19,496	1,921	1,309	505	763	323	867,704	36
	比率(%)		80.2	7.9	5.4	2.1	3.1	1.3		
前年合計	法人数	24,648	19,965	1,828	1,286	486	767	316	837,592	34
	比率(%)		81.0	7.4	5.2	2.0	3.1	1.3		

表2-2-26 指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	指導監督上の収益事業費の総支出額に占める割合				50%以下 法人数計
		25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%以上	
国所管	社団	3,501	72	32	9	3,573
	財団	2,906	62	31	12	2,968
都道府県所管	社団	8,279	317	195	100	8,596
	財団	8,205	339	204	179	8,544
合計	法人数	22,770	786	461	300	23,556
	比率(%)	93.6	3.2	1.9	1.2	96.9
前年合計	法人数	23,147	775	441	285	23,922
	比率(%)	93.9	3.1	1.8	1.2	97.1

（法人税法上の収益事業）

特例民法法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。法人税法上の収益事業の届出の有無及び収益事業の届出がある場合の収益事業における収入額ごとの法人数を示したものが表2-2-27である。これによると、9,846法人（40.5%）が法人税法上の収益事業を行っている。

表2-2-27 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業届出なし法人数	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数						収益事業届出合計金額 (百万円)	収益事業届出平均金額 (百万円)	
			0	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,614	1,573	75	64	599	829	384	90	647,576	317
	財団	3,011	1,434	54	28	168	466	553	308	1,892,272	1,200
都道府県所管	社団	8,891	6,269	228	137	584	1,024	572	77	467,577	178
	財団	8,927	5,267	225	139	618	1,151	1,142	385	1,691,514	462
合計		24,317	14,471	582	367	1,962	3,459	2,629	847	4,643,654	472
	比率(%)		59.5	2.4	1.5	8.1	14.2	10.8	3.5		
前年合計		24,648	14,840	392	366	1,974	3,539	2,687	849	4,794,119	489
	比率(%)		60.2	1.6	1.5	8.0	14.4	10.9	3.4		

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。

特例民法法人が法人税法施行令に定められた33業種（平成20年4月30日に法人税法施行令が改正され、法人税法上の収益事業は34業種となった。）のいずれの事業を実施しているかについて示したものが表2-2-28である。特例民法法人概況調査では、主たる事業を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数よりも多くなっている。

表2-2-28 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社団	財団	合計		社団	財団	合計
物品販売業	1,266	1,446	2,712	代理業	803	91	894
不動産販売業	3	10	13	仲立業	32	20	52
金銭貸付業	8	61	69	問屋業	6	2	8
物品貸付業	32	102	134	鉱業	1	0	1
不動産貸付業	552	875	1,427	土石採取業	3	4	7
製造業	24	58	82	浴場業	5	63	68
通信業	16	38	54	理容業	0	2	2
運送業	10	13	23	美容業	0	1	1
倉庫業	0	8	8	興行業	110	347	457
請負業	1,502	1,508	3,010	遊技所業	35	71	106
印刷業	19	20	39	遊覧所業	8	35	43
出版業	599	518	1,117	医療保健業	528	369	897
写真業	16	26	42	技芸教授業	126	239	365
席貸業	132	319	451	駐車場業	127	348	475
旅館業	38	344	382	信用保証業	7	7	14
飲食店業	60	317	377	無体財産提供業	73	65	138
周旋業	85	40	125	合計	6,226	7,367	13,593

（資産額）

資産とは、法人の有している財貨及び債権等を指し、貸借対照表においては、資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別法人数を示したものが表2-2-29である。これによると、資産額の合計は60兆4,695億円、1法人当たりの平均は24億8,672万円、中央値は1億1,096万円であった。ただし、この中には債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人が含まれていることから、平均額が大きく引き上げられている。これらの法人は、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務（現実には発生していない債務であるが、将来的に負担する可能性のあるもの）の一種であり、実態を伴わない負債・資産とも考えられる。

表2-2-29 資産額規模別法人数

所管官庁	法人数	資産額規模別法人数						資産合計金額 (百万円)	資産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,614	370	1,034	551	1,003	241	415	20,798,300	5,755
	財団	3,011	80	195	168	818	467	1,283	20,616,799	6,847
都道府県所管	社団	8,891	2,139	2,802	1,210	1,732	399	609	5,776,200	650
	財団	8,927	432	1,470	1,250	3,153	923	1,699	13,406,539	1,502
合計		24,317	3,014	5,453	3,167	6,673	2,026	3,984	60,469,488	2,487
	比率(%)		12.4	22.4	13.0	27.4	8.3	16.4		
前年合計		24,648	3,041	5,510	3,236	6,768	2,085	4,008	60,398,275	2,450
	比率(%)		12.3	22.4	13.1	27.5	8.5	16.3		

（負債額）

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、負債の部に流動負債又は固定負債として計上される。この中には、金銭債務や役務債務（未払金、前受金）のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別法人数を示したものが表2-2-30である。これによると、負債額の合計は40兆1,528億円、1法人当たりの平均は16億5,122万円、中央値は756万円であった。平均値と中央値との差が大きいのは、前記資産額の場合と同様の理由による。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1千万円未満の法人が13,104法人（53.9%）、1千万円以上5千万円未満の法人が4,967法人（20.4%）と7割以上の法人が5千万円未満であった。

表2-2-30 負債額規模別法人数

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,614	1,610	963	349	445	69	178	17,531,203	4,851
	財団	3,011	1,236	538	248	516	160	313	11,773,909	3,910
都道府県所管	社団	8,891	5,455	1,899	539	616	152	230	3,962,605	446
	財団	8,927	4,856	1,603	580	999	271	618	6,938,886	777
合計		24,317	13,104	4,967	1,702	2,565	645	1,334	40,152,765	1,651
	比率(%)		53.9	20.4	7.0	10.5	2.7	5.5		
前年合計		24,648	13,234	4,973	1,761	2,620	668	1,392	39,361,072	1,597
	比率(%)		53.7	20.2	7.1	10.6	2.7	5.6		

(正味財産額)

正味財産とは、資産から負債を引いた純資産のことである。

正味財産額の規模別法人数を示したものが表2-2-31である。これによると、正味財産額の合計は20兆6,420億円、1法人当たりの平均は8億4,887万円、中央値は7,843万円である。平均値と中央値との差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さい。

規模別に見ると、5千万円未満の法人が10,239法人(42.1%)と約4割を占める一方で、10億円以上の法人も3,052法人(12.6%)あり、100億円以上の正味財産を有する法人も329法人ある。

表2-2-31 正味財産額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)	
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上			
国所管	社団	3,614	630	1,116	523	857	185	303	3,266,637	904
	財団	3,011	142	224	179	877	454	1,135	8,845,082	2,938
都道府 県所管	社団	8,891	2,849	2,851	998	1,458	348	387	1,810,271	204
	財団	8,927	729	1,763	1,273	3,003	912	1,247	6,794,560	761
合 計		24,317	4,315	5,924	2,962	6,171	1,893	3,052	20,642,034	849
	比率(%)		17.7	24.4	12.2	25.4	7.8	12.6		
前 年 合 計		24,648	4,342	5,995	3,032	6,281	1,949	3,049	21,036,875	853
	比率(%)		17.6	24.3	12.3	25.5	7.9	12.4		

(正味財産増減額)

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。特例民法法人の純資産である正味財産の前年度に比した増減額(正味財産増減額)を示したものが表2-2-32である。これによると、正味財産増減額の合計は5,365億円増加、1法人当たりの平均は2,224万円増加、中央値は10万円増加であった。

表2-2-32 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合 計金額 (百万円)	正味財産増 減平均金額 (百万円)	
		減少		一定又は増加						
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上			
国所管	社団	3,614	470	1,199	575	824	425	121	156,897	43
	財団	3,011	853	588	225	502	518	325	325,570	108
都道府 県所管	社団	8,891	568	3,256	2,124	1,986	799	158	43,966	5
	財団	8,927	1,131	2,565	1,767	1,869	1,194	401	10,982	1
合 計		24,317	3,007	7,551	4,678	5,158	2,923	1,000	536,483	22
	比率(%)		12.4	31.1	19.2	21.2	12.0	4.1		
前 年 合 計		24,648	2,667	7,406	4,677	5,505	3,198	1,195	1,477,482	60
	比率(%)		10.8	30.0	19.0	22.3	13.0	4.8		

(内部留保の状況)

指導監督基準

いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。
 なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとす。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

運用指針

(内部留保の)水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものである。

特例民法法人の場合は、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことは適当ではない。このため、特例民法法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる5つの類型化された資産の額等を控除することにより算出することとされている(貸借対照表における資産・負債の構成によっては内部留保がマイナス値になることがあるが、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではない。)

特例民法法人の財産については、基本的に、公益事業の実施など公益目的に使用することが求められる。したがって、特例民法法人が内部留保を過大に有することは適当ではないことから、指導監督基準では、内部留保については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされている。

内部留保額の状況を示したものが表2-2-33である。これによると、内部留保額の合計はマイナス2,087億円、1法人当たりの平均はマイナス858万円、中央値は988万円であった。合計及び平均がマイナス値であるのは、一部の特例民法法人において、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナス値であるためである。

また、運用指針で望ましい内部留保の水準として定めている「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下」という水準は、一つの指標として定められたものであり、実際には事業内容や資産規模、その時々々の経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、各特例民法法人について妥当と考えられる内部留保の水準は異なると考えられる。したがって、内部留保の水準が30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないが、指導監督基準の趣旨を踏まえ、積極的に公益事業が行われるよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが表2-2-34である。これによると、30%以下の水準にある法人は14,154法人(58.2%)であった。

表2-2-33 内部留保額規模別法人数

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保合計金額 (百万円)	内部留保平均金額 (百万円)	
		-1千万円以下	-1千万円以上 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上			
国所管	社団	3,614	138	112	202	1,057	1,523	582	330,239	91
	財団	3,011	236	67	145	512	1,171	880	83,914	28
都道府県所管	社団	8,891	470	321	1,086	3,142	3,043	829	-164,886	-19
	財団	8,927	1,001	386	1,068	2,351	2,844	1,277	-464,378	-52
合 計		24,317	1,836	883	2,471	7,026	8,553	3,548	-208,692	-9
	比率(%)		7.6	3.6	10.2	28.9	35.2	14.6		
前年合計		24,648	1,786	861	2,665	7,147	8,558	3,631	60,774	2
	比率(%)		7.2	3.5	10.8	29.0	34.7	14.7		

表2-2-34 内部留保の水準別法人数

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数					
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上	
国所管	社団	3,614	237	2,097	1,051	216	13
	財団	3,011	292	1,558	761	350	50
都道府県所管	社団	8,891	756	4,206	2,210	1,487	232
	財団	8,927	1,335	3,747	1,530	1,742	573
合 計		24,317	2,608	11,546	5,523	3,774	866
	比率(%)		10.7	47.5	22.7	15.5	3.6
前年合計		24,648	2,546	11,623	5,639	3,992	848
	比率(%)		10.3	47.2	22.9	16.2	3.4

(注)1 内部留保の水準 = $\frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費} + \text{管理費} + \text{固定資産取得費}} \times 100$

2 事業費+管理費+固定資産取得費=0となる場合は、分母に便宜的に1(千円)を代入して計算して

3 いる。

内部留保額が0未満の場合等においては、内部留保水準が0%未満になることがある。

3. その他

(株式保有の状況)

指導監督基準

- 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - 1における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- 2により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- 2の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用（リスク分散した投資手段）であることが明らかな場合）又は特例財団法人において基本財産として寄付された場合を除いて株式（有限会社の持分を含む。）を保有することが原則として禁止されている。また、株式の保有が認められる場合であっても、特例民法法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したものが表2-2-35である。株式を保有していない法人が22,586法人と、全体の9割以上を占めている。株式を保有している1,731法人の中で、ポートフォリオ運用を行っている法人が429法人、基本財産として保有している財団法人が888法人、法律による指定で保有している法人数が10法人、その他の理由で保有している法人が609法人であった。

表2-2-35 株式の保有状況別法人数

所管官庁		全法人数			財団法人のみ対象		全法人（社団法人+財団法人）が対象					
		全法人数	保有なし法人数	割合(%)	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合(%)	法律による指定	割合(%)	その他	割合(%)
国所管	社 団	3,614	3,458	95.7	-	-	27	0.7	1	0.0	131	3.6
	財 団	3,011	2,482	82.4	377	12.5	169	5.6	2	0.1	76	2.5
	合 計	6,625	5,940	89.7	377	-	196	3.0	3	0.0	207	3.1
都道府県所管	社 団	8,891	8,623	97.0	-	-	61	0.7	3	0.0	212	2.4
	財 団	8,927	8,144	91.2	511	5.7	173	1.9	4	0.0	194	2.2
	合 計	17,818	16,767	94.1	511	-	234	1.3	7	0.0	406	2.3
全体	社 団	12,420	11,999	96.6	-	-	88	0.7	4	0.0	340	2.7
	財 団	11,897	10,587	89.0	888	7.5	341	2.9	6	0.1	269	2.3
	合 計	24,317	22,586	92.9	888	-	429	1.8	10	0.0	609	2.5
前年全体合計		24,648	22,866	92.8	877	-	456	1.9	7	0.0	664	2.7

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

指導監督基準においては、閣議決定のあった平成8年の時点で株式を保有していた法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものについては、保有している法人名、保有している理由など、その実態を明らかにすることとされている。これに基づき、平成20年12月1日現在で処分が困難な株式等を保有している特例民法法人を調査した結果は、資料47のとおりである。

(情報公開の状況)

指導監督基準

1. 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

2. 所管官庁においては、1に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有する特例民法法人が情報を開示する必要があるとの観点から、指導監督基準では、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされている。

情報公開を求められる各項目の公開率の平均は87.4%であった(表2-2-36)。

表2-2-36 情報公開の状況

(%)

所管官庁	定款又は寄附行為	役員名簿	平成19年度書類						平成20年度書類		平均	
			事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	99.4	99.4	98.0	97.1	97.0	97.7	97.6	92.2	97.9	97.8	97.4
	財団	98.8	99.0	96.1	94.2	95.6	96.1	95.6	-	95.4	95.1	96.2
	合計	99.1	99.2	97.1	95.8	96.4	97.0	96.7	92.2	96.8	96.5	96.7
都道府県所管	社団	90.2	91.4	85.7	84.6	75.5	80.2	82.9	74.7	85.5	84.5	83.4
	財団	90.5	90.2	85.9	84.9	78.4	82.8	84.7	-	85.3	85.2	85.3
	合計	90.4	90.8	85.8	84.7	76.9	81.5	83.8	74.7	85.4	84.8	83.9
全体	社団	92.8	93.7	89.2	88.2	81.6	85.2	87.1	79.7	89.0	88.2	87.5
	財団	92.6	92.4	88.4	87.2	82.7	86.1	87.4	-	87.8	87.7	88.0
	合計	92.7	93.1	88.8	87.7	82.1	85.6	87.2	79.7	88.4	87.9	87.4
前年全体合計		93.7	93.8	89.1	88.4	81.7	85.6	87.5	81.7	89.0	88.5	87.9

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。

2 「平成19年度書類(事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿)」は平成19年度法人数(平成19年10月1日以前に設立された法人数(延べ数))を、「平成20年度書類(事業計画書、収支予算書)」は平成20年度法人数(平成20年12月1日以前に設立された法人数(延べ数))を用いて割合を計算。

また、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、各府省は所管特例民法法人に対し、最新の業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請している。また、都道府県においても、同様の要請が行われている。

平成20年12月1日時点のホームページ開設状況を示したものが表2-2-37である。これによると、国所管法人のホームページ開設率は85.8%（前年比0.5%減）、都道府県所管法人のホームページ開設率は53.7%（前年比0.6%増）であった。

表2-2-37 ホームページの開設及び項目別掲載状況

(%)

所管官庁	法人種別	法人数	開設法人数		定款・寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書
			割合(%)											
国所管	社団	3,614	3,184	88.1	74.4	76.9	71.1	69.6	67.8	69.5	66.4	52.7	72.0	69.7
	財団	3,011	2,500	83.0	70.3	74.8	67.2	63.8	65.5	66.5	63.8	-	66.2	64.2
	合計	6,625	5,684	85.8	72.5	75.9	69.3	67.0	66.7	68.1	65.2	52.7	69.3	67.2
都道府県所管	社団	8,891	5,263	59.2	21.3	30.9	18.4	15.4	13.7	14.8	13.7	18.1	19.9	15.4
	財団	8,927	4,304	48.2	27.2	28.4	25.8	24.0	24.3	25.4	23.4	-	25.6	24.2
	合計	17,818	9,567	53.7	24.2	29.6	22.1	19.7	19.0	20.1	18.6	18.1	22.8	19.8
全体	社団	12,420	8,365	67.4	36.2	43.8	33.2	30.7	28.9	30.1	28.5	27.8	34.6	30.6
	財団	11,897	6,770	56.9	37.9	39.9	36.1	33.9	34.5	35.6	33.4	-	35.7	34.1
	合計	24,317	15,135	62.2	37.0	41.9	34.6	32.3	31.7	32.8	30.9	27.8	35.1	32.3
前年全体合計		24,648	15,277	62.0	34.7	40.5	32.8	31.1	30.6	30.2	28.6	29.2	34.3	29.8

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

(所管官庁への書類提出状況)

所管官庁は、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るため、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の書類の提出を所管法人に対して義務付けている。

所管官庁への書類提出状況を示したものが表2-2-38である。

表2-2-38 所管官庁への書類提出状況

(%)

所管官庁	法人種別	平成19年度書類						平成20年度書類		平均
		事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	社団	98.8	98.3	97.7	98.7	98.6	93.3	98.7	98.7	98.0
	財団	97.9	96.8	97.6	97.9	97.9	-	97.4	97.3	97.6
	合計	98.4	97.6	97.6	98.3	98.3	93.3	98.1	98.1	97.4
都道府県所管	社団	96.3	95.8	82.6	89.6	93.6	81.2	95.9	95.8	91.5
	財団	95.5	95.3	86.4	91.8	94.5	-	94.4	95.1	93.1
	合計	95.9	95.6	84.5	90.7	94.0	81.2	95.1	95.5	91.6
全体	社団	97.0	96.6	87.2	92.3	95.1	84.8	96.7	96.7	93.4
	財団	96.2	95.7	89.3	93.4	95.4	-	95.2	95.7	94.3
	合計	96.6	96.1	88.2	92.9	95.2	84.8	96.0	96.2	93.3
前年全体合計		96.9	96.7	92.8	93.1	95.7	87.9	96.2	96.6	94.5

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均。
2 「平成19年度書類(事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿)」は平成19年度法人数(平成19年10月1日以前に設立された法人数(延べ数))を、「平成20年度書類(事業計画書、収支予算書)」は平成20年度法人数(平成20年12月1日以前に設立された法人数(延べ数))を用いて割合を計算。

（立入検査の実施状況）

所管官庁は、職権をもって調査（立入検査）を行うことができることとなっている。立入検査は、通常、特例民法法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて、実地に検査し把握するために行われるものである。

立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、少なくとも3年に1回は立入検査を実施する等の定期的な実施等が定められている。

表2-2-39は、平成20年度特例民法法人概況調査によって集められた平成19年度までのデータ（平成20年12月1日現在）に基づく過去3年間における立入検査の実施状況を示したものである。

表2-2-39 立入検査の実施状況

所管官庁	立入検査の実施状況 (%)			
	17年度	18年度	19年度	17~19年度
国 所 管 合 計	40.5	41.3	43.5	96.9
都 道 府 県 所 管 合 計	28.9	31.7	32.5	72.7
全 体	32.2	34.4	35.6	79.6

(注)1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 「17年度」は平成17年度法人数（平成17年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「18年度」は平成18年度法人数（平成18年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「19年度」は平成19年度法人数（平成19年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「17~19年度」（3年間に1度以上実施）は平成20年度法人数（平成20年12月1日以前に設立された法人数（延べ数））を用いて割合を計算。

同申合せに基づき、平成20年度中に各府省が行った国所管法人に対する立入検査の実施状況を示したものが表2-2-40である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ2,761法人で、延べ所管法人数全体（7,086法人）の39.0%であった。このうち改善すべき点があった法人数は1,324法人（立入検査を実施した法人の48.0%）であった。各府省の判断により改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

- ◆ 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
- ◆ 内部留保の水準が高い
- ◆ 事務処理等に関する規程が整備されていない
- ◆ 情報公開対応が適切に行われていない
- ◆ 同一業界理事が2分の1以上

また、平成18年度から20年度に各府省が立入検査を行った法人は延べ6,897法人で、延べ所管法人数全体（7,086法人）の97.3%であった。

各府省においては、同申合せに基づき、今後とも計画的かつ効果的な立入検査を行っていくことが必要である。

表2-2-40 平成20年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

(平成21年3月31日現在)

府 省 名	所管法人数	平成20年度 立入検査実施 法人数		平成18年度～20 年度立入検査実施 法人数	平成18年度～20 年度立入検査実施 率(%) (平成18～20年 度実施法人数/所管 法人数×100)
			平成20年度に 改善すべき点 のあった法人		
内閣府	88	21	19	88	100.0
警察庁	48	47	9	48	100.0
金融庁	130	53	38	130	100.0
総務省	300	118	75	297	99.0
法務省	137	66	11	137	100.0
外務省	217	49	6	189	87.1
財務省	706	396	175	706	100.0
文部科学省	1,937	599	295	1,810	93.4
厚生労働省	1,061	320	146	1,036	97.6
農林水産省	426	312	160	426	100.0
経済産業省	808	234	112	807	99.9
国土交通省	1,113	508	257	1,109	99.6
環境省	93	30	18	93	100.0
防衛省	22	8	3	21	95.5
合計	7,086	2,761	1,324	6,897	97.3

- ※ 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。
- ※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
- ※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。
- ※ 平成18年度～20年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

(平成21年3月31日現在)

府 省 名	平成20年度に改 善すべき点のあ った法人数	平成20年度に改 善すべき点のあ った法人			その他
		法人運営面 で改善すべき 点のあった 法人数	事業の内容・ 実施等の面 で改善すべ き点のあ った法人	財務・会計 面で改善 すべき点 のあった 法人数	
内閣府	19	10	7	11	1
警察庁	9	3	4	5	0
金融庁	38	34	9	23	0
総務省	75	55	35	50	0
法務省	11	2	3	11	0
外務省	6	3	3	5	0
財務省	175	87	49	114	0
文部科学省	295	223	67	197	0
厚生労働省	146	103	43	99	0
農林水産省	160	72	60	114	0
経済産業省	112	81	25	89	0
国土交通省	257	164	98	130	0
環境省	18	16	6	14	0
防衛省	3	1	1	1	0
合計	1,324	854	410	863	1

- ※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
- ※ 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成20年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。
- ※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

（休眠法人及び所管不明法人）

これまでに説明した特例民法法人は、基本的には、所管官庁の監督の下、現在活動している特例民法法人の数であり、これ以外に、「休眠法人」及び「所管不明法人」が存在している。

休眠法人及び所管不明法人の存在は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、特例民法法人制度の悪用を招くおそれがあるものであり、このような法人に対しては、迅速かつ適切な対応が必要である。

このうち、休眠法人とは、次のような要件等を総合的に勘案して、所管官庁によって認定されたものである。

- 引き続き3年以上事業を行っていないこと
- 理事が存在しないこと又はその任期が3年以上前に満了していること
- 各省庁等への報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること

これらの休眠法人については、「休眠法人の整理に関する統一的基準」（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）等に基づき、整理促進を図っているところである。

表2-2-41 休眠法人数の推移

	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
国 所 管	6	7	6	6	6	6	10	10	6	7
都道府県所管	236	224	214	202	143	133	135	132	134	138
合 計	242	231	220	208	149	139	145	142	140	145

（注）平成19年まで各年10月1日現在、平成20年は12月1日現在

一方、所管不明法人とは、先の大戦の社会的混乱等種々の理由から、各官庁においては把握されていなかったが、登記はされていたものである。

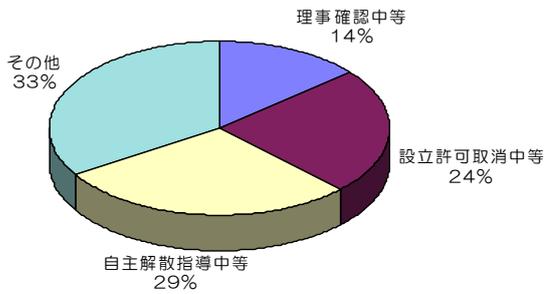
所管不明法人については、旧総理府が平成7年度に調査を実施した結果、全国で約1,860の所管不明法人が存在することが明らかとなった。これらの法人については、登記簿に記載されている各法人の目的と各省庁の所掌事務等を考慮して所管の割振りが行われ、割り振られた所管官庁において処理を進めてきたところである。平成20年12月1日現在の整理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは91.7%（1,725法人）となっている。各所管官庁においては、引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に取り組む必要がある。

図表2-2-42 所管不明法人の処理状況

	割振 法人数	未処理なもの					処理を終了、又は存続が確定したもの					
		割振 調整中等	理事 確認中等	設立許可 取消中等	自主解散 指導中等	その他	設立許可 取消	自主解散	存続	その他		
国 所 管 (割合%)	489	18 (3.7)	- (0.0)	1 (0.2)	4 (0.8)	6 (1.2)	7 (1.4)	471 (96.3)	428 (87.5)	14 (2.9)	24 (4.9)	5 (1.0)
知事部局所管 (割合%)	894	71 (7.9)	- (0.0)	7 (0.8)	23 (2.6)	19 (2.1)	22 (2.5)	823 (92.1)	619 (69.2)	96 (10.7)	104 (11.6)	4 (0.4)
教育委員会所管 (割合%)	499	68 (13.6)	- (0.0)	14 (2.8)	10 (2.0)	20 (4.0)	24 (4.8)	431 (86.4)	338 (67.7)	40 (8.0)	48 (9.6)	5 (1.0)
合 計 (割合%)	1,882	157 (8.3)	- (0.0)	22 (1.2)	37 (2.0)	45 (2.4)	53 (2.8)	1,725 (91.7)	1,385 (73.6)	150 (8.0)	176 (9.4)	14 (0.7)

(注) 各府省から提出された資料を内閣府が整理したものであり、原則として平成20年12月1日現在の状況。
合計は共管を除いた実数である。

未処理なもの（157法人の内訳）



処理を終了、又は存続が確定したもの（1,725法人の内訳）

